

北広島町農業委員会第17回総会議事録

事務局 (第17回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 1番について説明します。申請地は、譲渡人の農地に隣接し、譲渡人の自宅にも道をはさんで向かいとなります。売買のきっかけは譲渡人から譲受人へ田の耕作の依頼です。圃場整備後申請地はしばらく荒れた状態になっていました。近年になって以来をうけ譲受人が耕作を始めましたが、申請地に水を張ると隣接している譲受人の田に水が湧くという状況になりました。それで申請人の土地を耕作するというよりこの申請地を譲ってもらえないかという話になったそうです。双方がそういうことなら、ということで売買が成立しました。譲受人は農家でありますので、技術、機械、労働力について問題ありませんし、また他の農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

1番 内容については議案書摘要欄のとおりです。11月16日に譲受人と面談、現地確認を行いました。譲渡人の自宅は申請地から遠く、また高齢で後継者もないという状況にあり、このたびの売買が成立しました。申請地は譲受人の自宅のすぐ近くになります。現在申請地はこの集落の農業法人が耕作をしています。譲受人はこの集落法人の構成員

であるので、技術、機械、労働力また他の農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

6 番 これは個人の売買ですが、実際には農業法人が耕作するという、これはどうなんでしょう。事務局に質問です。

事務局 「個人が譲り受けて法人が耕作する」というのは良いのか、というお尋ねではありますが農地法の中に新しく、法人の構成員が農地を取得して、法人に貸し付けるということは、緩和的措置としてOKとなっております。

6 番 それはいつからですか。

事務局 昨年の4月か5月だったと思います。はっきり覚えてないのですが。

6 番 私の所属している集落法人が2、3年前に同じ案件があったとき、そのことについて非常に厳しく言われました。それで確認をさせてもらいました。以前は構成員が法人に貸し付けたいといっても「個人が作らないといけないよ」と言われていた。

事務局 今は規制緩和で、法人の構成員が取得した土地を集落法人に貸し付けるというのはよろしいということになっています。

6 番 そういう情報はきちんと伝えてください。

事務局 わかりました。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

3 番 今回の件ですが、いつかは忘れましたが町の農業委員会で申し合わせ事項ということで以前にやっている。農業委員が代わられたりしているから皆さんがご存知かどうかわからないが。以前に競売にかかった土地を個人全部耕作要件で個人が取得して、それを法人に預けるという事案がありました。そのときに特例として、取得した個人が作らないといけないというのがあるけれども、それは仕方ないのではないか。「その土地はもともと法人が耕作していて、その法人の利用権設定していた面積を守る、経営を安定させる」という観点から、認めてもいいのではないか。これを農政懇談会で法令審査の時にいろいろ協議して農業委員全体として確認しよう。行政としての通達ではなくてここの農業委員会独自でこのような申し合わせをしようということがありました。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良い

と思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

17番 位置図に申請地がマルで図示してありますが、ちょっと違っております。申請地は譲受人の自宅のすぐ前になります。現地調査を11月21日に行い、関係者と協議を行いました。今現在譲受人がこの農地を管理されています。譲渡人はこれまで管理、耕作していた夫が亡くなられ、今後農地の管理等自分では難しいということです。譲受人は機械も所有しており、草刈り、水路維持の管理も十分であります。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

番 この件は地元の法人と関係がありますか。

17番 関係はございません。あくまでも個人と個人とのやりとりです。今後も譲受人が管理されます。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

18番 譲渡人は町外へ居住されておられます。申請地は譲渡人の両親が耕作されていましたが、他界された後、譲渡人のおじが代わって管理を行ってきました。そのおじも管理が難しくこのたび譲受人に譲渡することにされました。譲受人は現在農業をしていますし、機械も所有しています。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 4 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 5 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1 2 番 譲渡人と譲受人は姉弟の関係です。申請地はこれまでも譲受人が耕作しており、姉弟で分散して持っているよりは現に管理している弟に譲渡した方がいいだろうということで贈与することになりました。譲受人は現在農業をしています。周辺農地への影響ありません。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 5 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

9 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。申請地は申請人の自宅の真ん前の畑です。自宅横の町道がちょうどカーブしていて、ちょっとの間駐車するにも危険な状態であったので自宅隣の畑を駐車場として利用していたということです。周辺にも問題はないと見受けられます。以上のことから、許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問はありませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。後で 5 条申請でも出てきますがこの近くの農地を転売することになり、この申請地を転用して道路を拡張しておかないと、この周辺にある申請人所有の農地への農機具等の出し入れが難しくなるということで申請されました。周辺農地はほとんど申請人の農地であり周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

8 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。申請人の父親が約 20 年前農地利用目的で小屋を建設されました。最近になってここが地目が農地のままであり、申請が必要であったことに気づかれ申請に至りました。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 9 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

20 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されております。11月17日現地調査を行いました。平成 20 年頃に自宅前の道路が整備され、それに伴い以前より宅地への進入が難しかったため申請地を整備し庭敷として利用してこられました。周辺営農への影響はありません。以上のことから追認許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 9 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

11 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。申請人は高齢となり、現在の山の上の墓所に行くことができなくなったため、自宅近くに墓所を移したいということで本申請に及びました。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書がついております。11月16日に申請人と面談し、現地の確認を行いました。申請地は隣接している宅地と併用して住宅

兼倉庫が建てられております。今回この地目が農地のままであったことが判明し申請をされるに至りました。農家住宅としての計画面積については妥当であると判断します。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

6 番 議案の適用欄の下部に書いてある「機構集積関連」というのは、何を意味していますか、事務局に質問です。

事務局 以前の総会の時にもありましたように、今農地中間管理機構を通して農地を貸し付けるという事業があります。前々回の総会の時に、この事業にかかわっての農地の移転、異動、非農地申請等の案件については、議案にわかるように示してほしいということでしたのでわかるようにしています。

6 番 これは農地でなく、宅地になっていたという案件だが。

会 長 農地を中間管理機構を通して貸し付けることによって農地集積協力金をもらおうという農家の場合、自分の農地に無断転用等があってはもらえないという縛りがあります。ということで4条、5条、非農地証明などの申請が出てきます。そのようなものはすべからず機構集積関連ということになります。

この件についてご意見ご質問などはございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

20 番 先日 11 月 16 日現地調査をしました。内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書がついております。申請地は申請人の夫が平成 5 年頃住宅を建てられました。その後平成 11 年に亡くなられております。許可要件は満たしており、追認許可はやむを得ないと考えております。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 12 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 13 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

5 番 11月16日に近所の人と申請人と面談しました。内容については議案書摘要欄のとおりです。申請人は92歳と高齢でこれまでも山中の墓に行くのは困難な状況でした。この秋妻を亡くされ、墓地を申請地に移転した方が親戚の方も墓を守りやすいということで賛同しておられます。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 14 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

5 番 11月16日に現地調査しました。内容については議案書摘要欄のとおりで、始末書が添付してあります。譲渡人が昭和57年の基盤整備の時に建てられました。その後跡継ぎが街に出て帰られないため、近所に住む譲受人が譲り受ける事になりました。昭和57年の建築でありますから譲り受けた後、譲受人が手直し等される予定と聞いております。周辺営農条件への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 14 番について申請どおり許可して良

いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 15 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 申請地は先ほど 3 条で出ました道を拡張したところの東側隣地となります。申請地の北側隣地に譲受人の自宅があり、倉庫がもうすでに建っており、始末書がついております。譲受人は家を手狭と感じており、譲り受けて物置と車庫にしたいと思っており今回売買するということで測量したり法務局に行ったりしたところ、この申請地が農地であったとわかったということで本申請に至りました。面積については妥当です。周辺の農地は 3 条申請の時にも説明しましたが、譲渡人の農地です。営農条件の支障はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 15 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 16 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

10 番 11月15日に現地確認を行いました。面談につきましては22日に行いました。内容については議案書摘要欄のとおりです。譲渡人は譲受人の父親の兄弟になります。父親の兄弟2人とその母親からの贈与によって農地を譲り受け住宅を新築したいということでした。面積も事業要件に対して妥当であり、周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 16 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 17 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

21 番 申請地の隣地は前月宅地としての許可がございました。ですが今度は駐車場が思ったより狭かったということで本申請が出ております。農家の後継者として帰るといことすし、申請人の父親の家の裏になりますので、周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 17 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 18 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

3 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。周辺に畑があり貸借で借りておられる方がありますが、高齢で農地を返すかもしれないということでした。そのほかは営農へ影響がないような計画になっていると考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 18 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 4 号 農業用施設転用届について

会長 番号 19 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

21 番 申請地は6月に農振の用途変更の申請が出ましてその時の申請内容といっさい変更はありません。先般申請人宅に伺いました。農業用施設農地転用許可申請の処理を照り合わせ聞き取り調査を行いました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号19番について届出どおり受理して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって届出どおり受理することに決定しました。続いて番号20番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

21 番 始末書が添付してありますのは、建てかけたところで私が行ってみまして、届出が出ていないので出してから行うようにと伝えたところ、農地が農振地区内に入っておりました。農振の用途変更の申請から始まってやっとこの申請となりました。ということでもうすでに建てかけておったのに非常に時間のかかることになったので、私がそれはもう仕方がないので農業用倉庫の建設を完了して一応工事を終わらせてください、と言いましたので始末書が出ております。ただ本人の言い分としましては将来また農地に戻したいということで宅地としてでなく農業用施設として申請したということでありました。先般申請人宅に伺い、農業用施設農地転用許可申請の処理を照り合わせ聞き取り調査を行いました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号20番について届出どおり受理して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手多数)

会長 挙手多数です。よって届出どおり受理することに決定しました。続いて番号21番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

21 番 申請地は6月に農振の用途変更の申請が出ましてその時の申請内容といっさい変更はありません。申請人自宅のすぐ下側の田ですが少し水の不便なところだなどは感じました。今は畑として使っておられます。先般申請人宅に伺い、農業用施設農地転用許可申請の処理を照り合わせ聞き取り調査を行いました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号21番について届出どおり受理して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出どおり受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

会 長 番号22番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 番 11月19日に私と5番委員と9番委員とで申請人の案内のもとで現地調査をしました。申請地は、大きな木が立っており、20年～30年くらい管理をされてない状況でありました。調査の結果、農地へ復元困難であると認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号22番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号23番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

12 番 先日8番委員18番委員と私で現地調査を行いました。摘要欄の理由が少し違います。

転作が始まった時に耕作できないところは植林しなさい、というのがあり、植林した状態になっています。今それが柱木のような状態になっていて30cm以上の木が相当立っています。これを非農地証明の申請によって処理しないと、若い者が帰ってきて残っている農地を中間管理機構を使って貸すというのが成立しなくなります。よって農地への復元を困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号23番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号24番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

14番 11月18日に2番委員と8番委員と私で現地調査を行いました。申請地の周りは以前から耕作放棄地として問題になっていたところであります。申請地も周りも竹林となっており畑の様相はありません。申請人の母親が最近亡くなり申請地近くの墓地に埋葬されましたが、やはりこの竹林が邪魔になるということで切って野積みになっておりました。40cmから50cmの高さで切っているのですが、土地としては機械も入りませんし、非農地とすることが適当であると判断しました。今からこの周辺地も非農地証明の申請が出る可能性が非常にあります。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号24番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号25番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

15番 11月22日に3番委員と16番委員と私とで現地調査を行いました。現地は25年くら

い前には耕作されていましたが、現在イノシシ等による被害が増加しており、また申請人は高齢で申請地は自宅からも遠いということで耕作を放棄している状態です。平成23年に隣接する山林を伐採するという作業があったのですが、その時に作業道に使われたこともあり、土もかたくなっております。現在は原野化しており農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 25 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 26 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 11月19日に4番委員と11番委員と私とで現地調査を行いました。まず最初の申請地は西向きの丘の中腹にあります。周辺の立木が大きくなって完全に日陰になっておるとい状態です。もう一つの申請地についても非常に細長い農地でこれも周辺の立木が大きくなって完全に日陰になっているという状況です。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 26 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 27 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

18 番 11月21日に12番委員と17番委員と私とで現地調査を行いました。現地は道ができたり法面であったり、もう耕作できない状態でした。この申請の5筆のうち比較的面積の広い2筆につきましては竹林化して草が生えておりました。また機械も入るところ

がないので農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 これは中間管理機構関連ではないということですが、今の時点でこの手続きをしたほうがいいのかというのは何か理由があるのですか。

18 番 先月もこの地域で非農地証明の申請があったのですが、よく調べてみたらまだこういう農地がほかにもあったということで申請されました。今は若い人が住んでおられて、その父親は亡くなっておられます。そのお父さんが亡くなられたときにいろいろ調べられてこれらの土地についてまたきれいにしておきたい、と。

会 長 ほかにございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 27 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 28 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 11月19日に会長と11番委員と私とで現地調査を行いました。申請地は山際の急傾斜地にありまして足を踏み入れるのもままならないほどの茅に覆われておりました。摘要欄にもある通り昭和50年ころから耕作されずに今日に至りました。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。このことにより、周辺農地に及ぼす影響はありません。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 28 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 29 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

20 番 11月21日に3番委員と職務代理者と私で現地調査を行いました。ですが申請地付近までは行きましたが現地は確認できませんでした。申請人や近所の人に話を伺いましたが、申請人は60年前にこの地に嫁いできてからこの申請地で畑をしたことがない、近所の方もここに畑があった記憶がない、ということでした。この辺りだったのではないかと、という確認がやっとできた位です、現地の特定はできませんでした。現状は山林になっております。畑の後も特定できないという状態にありました。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号29番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号30番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11 番 11月19日に会長と4番委員と私とで現地調査を行いました。現況地番図を見ていただくと、申請地の周り三方が田に囲まれています但实际上には水路もありませんし、田という形で使用しておりません。長年管理しておりませんので現地は荒れております。現状を見るととても田、農地として使えるような状態ではありません。よって農地へ復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 この件は機構集積の関係の案件ではありませんが、今なぜ申請されたのでしょうか。

会長 私から説明します。法人化を進める中で、この方は相続登記が済んでいませんでした。8月に相続登記が済んだ後で「ここは田として使用したことはない」と気付かれ、また以前から課税上は雑種地ということになっていまして、適正化をはかるということで非農地証明申請されました。機構集積の手続きを通して現状がよくわかって手続きされたということになります。

7 番 申請地の下にも田がありますが、そこに迷惑がかかるというようなことはないんですかね。

- 会 長 すぐ隣の田以外は周辺の農地はすべて申請人の所有になっています。
この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 30 番について非農地証明を発行しても
よいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 31 番につ
いて事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 1 4 番 1 1 月 1 9 日に 2 番委員と 8 番委員と私とで現地調査を行いました。現況地番図を見て
下さい。斜線が引いてあるところが申請地ありますが、昭和 5 5 年頃からすでに道路
として舗装された状態でありました。ということで今後とも農地として利用することは
ありません。よって、非農地とすることが適当であると判断しました。
- 3 番 これも今まで放置されておったのに、なぜ今回の申請になったのでしょうか。
- 1 4 番 結局、この道路をきちんと整備したいということでしょう。この道路の上方に以前は石
材を置く会社があったのですが、今はその会社は撤退して別の会社が入っています。議
案にも「地役権の設定」と書いてありますが、そういうことをきちんと整備したいのだ
と思います。
- 事 務 局 1 4 番委員のいわれる通りです。この道路の上方にある土地はまだその石材を置く会
社の所有のままになっています。今回地役権を設定するこの申請地の所有者は以前から申
請人です。将来的にこの土地を所有者に売買等で所有権移転等されると、この会社は将
来この道路が通れなくなるという可能性がある。ということからこの会社と所有者の方
とが協議をされまして、将来的にそこに地役権を設定されることになったようです。分
筆はされておりません。ですが土地家屋調査士による測量の結果の書類はつけて申請し
ておられ、面積は確定しています。
- 3 番 土地家屋調査士が測量して実測した図面があれば、分筆でここだというように特定しな
くても地役権の場合はいいという法的なことがあるのでしょうか。
- 事 務 局 この件については土地家屋調査士に確認しております。土地家屋調査士は当然法務局に
もその辺の協議をされています。地役権を設定する場合にはその地益権を設定する
ときに申請書を提出されますので、その時に現地を測量した地積測量図を添えて申請
します。登記ですからどなたかが閲覧される際には、地番を言っていたら添付書類
として地籍測量図がありますので、「全体面積のうちこの部分について何㎡地役権が設定してあ

る」ということができます。添付書類に地積測量図があれば、特に分筆までは必要ないのだそうです。

14 番 この会社が今回申請された農地の一部でなくすべてを買えばこういうことはないと思うのですが、ここ以外の会社がこの申請地を買われたときには、通れないような状況になります。実際には位置図で見ますと曲がり角があるところまでは里道があります。ですが道を左に曲がったところからは、牧草地の中に道がある。少し広めに道がとってあって舗装もされている。ということで、地役権の設定のために非農地証明の申請を出されたということです。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 31 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第 6 号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。) これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 号第 3 項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって異議ない旨を答申することに決定しました。

議案第 7 号 農用地利用配分計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって異議ない旨を回答することに決定しました
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩